

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 5 号

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例

相模原市産業集積促進条例(平成 1 7 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 4 条第 1 項中「工業用地継承奨励金(以下「工業用地継承奨励金」という。)及び第 6 号の」を削り、「除く。」の次に「次条第 1 項及び」を加え、同条第 2 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 新設又は既存事業所活用に係る土地(取得をしたものに限る。)の面積が 3 0 , 0 0 0 平方メートル以上であること。

第 4 条第 3 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 新設又は既存事業所活用に係る土地(取得をしたものに限る。)の面積が 3 0 , 0 0 0 平方メートル以上であること。

第 4 条第 5 項第 1 号中「第 1 1 0 条第 1 1 項」を「第 1 1 0 条第 9 項」に改め、同条中第 7 項を削り、第 8 項を第 7 項とする。

第 5 条第 1 項中「(工業保全地区奨励金の交付に係る奨励措置を除く。)」を削る。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

「

次に掲げる額を合算した額

(1) 第 4 条第 2 項第 1 号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の 1 0 0 分の

別表中

20 以内の額 (2) 第4条第2項第2号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10 以内の額 (3) 第4条第2項第3号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10 以内の額
第4条第2項第4号に該当する場合(同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10 以内の額
次に掲げる額を合算した額 (1) 第4条第3項第1号に該当する場合にあっては、家屋に係る投下資本額の100分の20 以内の額 (2) 第4条第3項第2号に該当する場合にあっては、家屋に係る投下資本額の100分の10 以内の額 (3) 第4条第3項第3号に該当する場合にあっては、家屋に係る投下資本額の100分の10 以内の額
第4条第3項第4号に該当する場合(同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除

を

く。)にあっては、家屋に係る投
下資本額の100分の10以内の
額

」

「

次に掲げる割合を合算して得た割
合(100分の40を超える場合
にあっては、100分の40)
を、土地に係る投下資本額に乗じ
て得た額

(1) 第4条第2項第1号に該当
する場合にあっては、100
分の20以内

(2) 第4条第2項第2号に該当
する場合にあっては、100
分の20以内

(3) 第4条第2項第3号に該当
する場合にあっては、100
分の10以内

(4) 第4条第2項第4号に該当
する場合にあっては、100
分の10以内

第4条第2項第5号に該当する場
合(同項第1号から第4号までの
いずれかに該当する場合を除
く。)にあっては、土地に係る投
下資本額の100分の10以内の
額

次に掲げる割合を合算して得た割
合(100分の40を超える場合
にあっては、100分の40)

に、

を、家屋に係る投下資本額に乘じて得た額 (1) 第4条第3項第1号に該当する場合にあつては、100分の20以内 (2) 第4条第3項第2号に該当する場合にあつては、100分の20以内 (3) 第4条第3項第3号に該当する場合にあつては、100分の10以内 (4) 第4条第3項第4号に該当する場合にあつては、100分の10以内
第4条第3項第5号に該当する場合(同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあつては、家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額

」

「

雇用奨励金	助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限とし、1人につき600千円	18,000千円
	新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限とし、1人につき500千円(新規雇用従	21,000千円

	業員が女性の場合にあっては、1人につき700千円)	
工業用地継承 奨励金	土地を売却した日の属する年の前年の1月1日に課された土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税の納付税額以内の額	

」

を

「

雇用奨励金	助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき規則で定める額	
	新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき規則で定める額	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第5条第1項に規定する立地計画を提出した者に対する奨励措置については、なお従前の例による。